

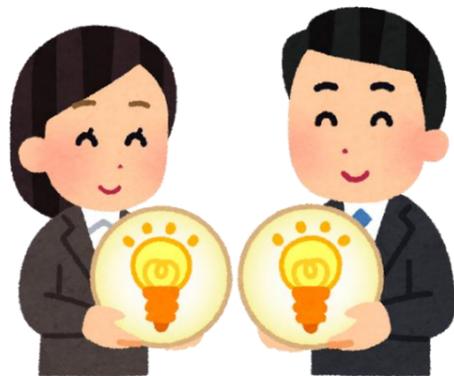
作成・活用により期待される効果

①障害のある子供の教育的ニーズを適切に把握できる



- 課題だけでなく、できることや頑張っていることに着目し、プラス思考の実態把握を行う。

②支援内容が明確になる



- 保護者と目標や支援内容、具体的な支援方法を検討しながら、合意形成を図る。

③関係者間の共通認識を深めることができる



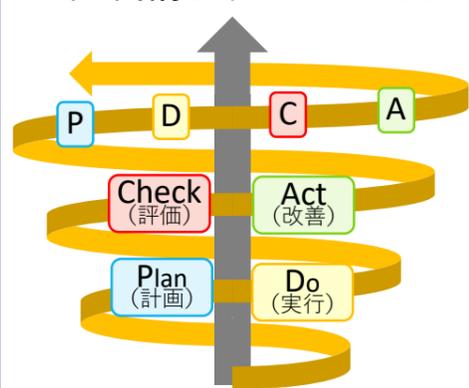
- 作成の過程で、保護者とともに子供の目指す姿を共有し、信頼関係を醸成する。

④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化できる



- 支援を必要とする児童生徒に関わる情報を共有し、包括的な支援を行う。

⑤定期的な見直し等により、継続的な支援を行うことができる

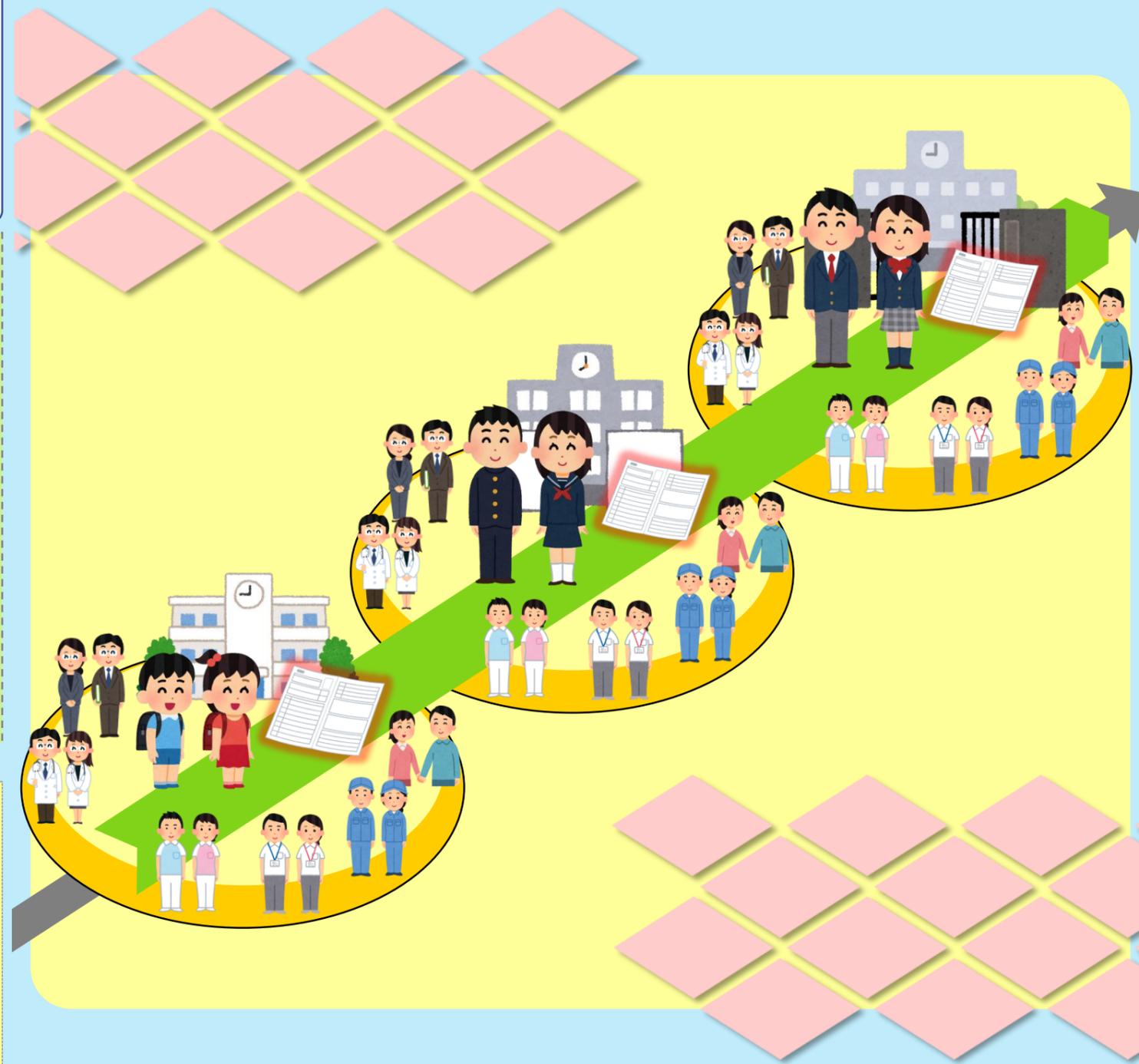


- 短期、長期目標をもとに子供の成長を確認したり、支援内容を見直したりする。

<作成・活用しての効果>

- 学校から
 - 家庭での子供の様子や保護者が感じていた子育ての苦勞、困難さ等も知ることができ、前向きに支援方法を探ることができました。
- 家庭から
 - 話し合いを丁寧に行うことで、目標や支援方法を共有することができました。その結果、子供も授業に集中したり、友達と仲良く過ごしたりできるようになりました。
- 関係機関等から
 - 「放課後等デイサービス」と子供の情報を共有することで、本人が困っていることや支援方法について、共通理解を図ることができました。

「個別の教育支援計画」作成のための 教職員向けリーフレット



(「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」文部科学省等より)

<参考資料等>

①個別の教育支援計画の作成と活用リーフレット
【URL】

https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/documents/30_shienkeikaku-leaflet.pdf



※各関係機関等の連絡先等が記載されています。
■「山梨の特別支援教育の概況」
【URL】

<https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/gaikyou.html>



②個別の教育支援計画作成と活用の手引き
【URL】

https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/documents/30_shienkeikaku-tebiki.pdf



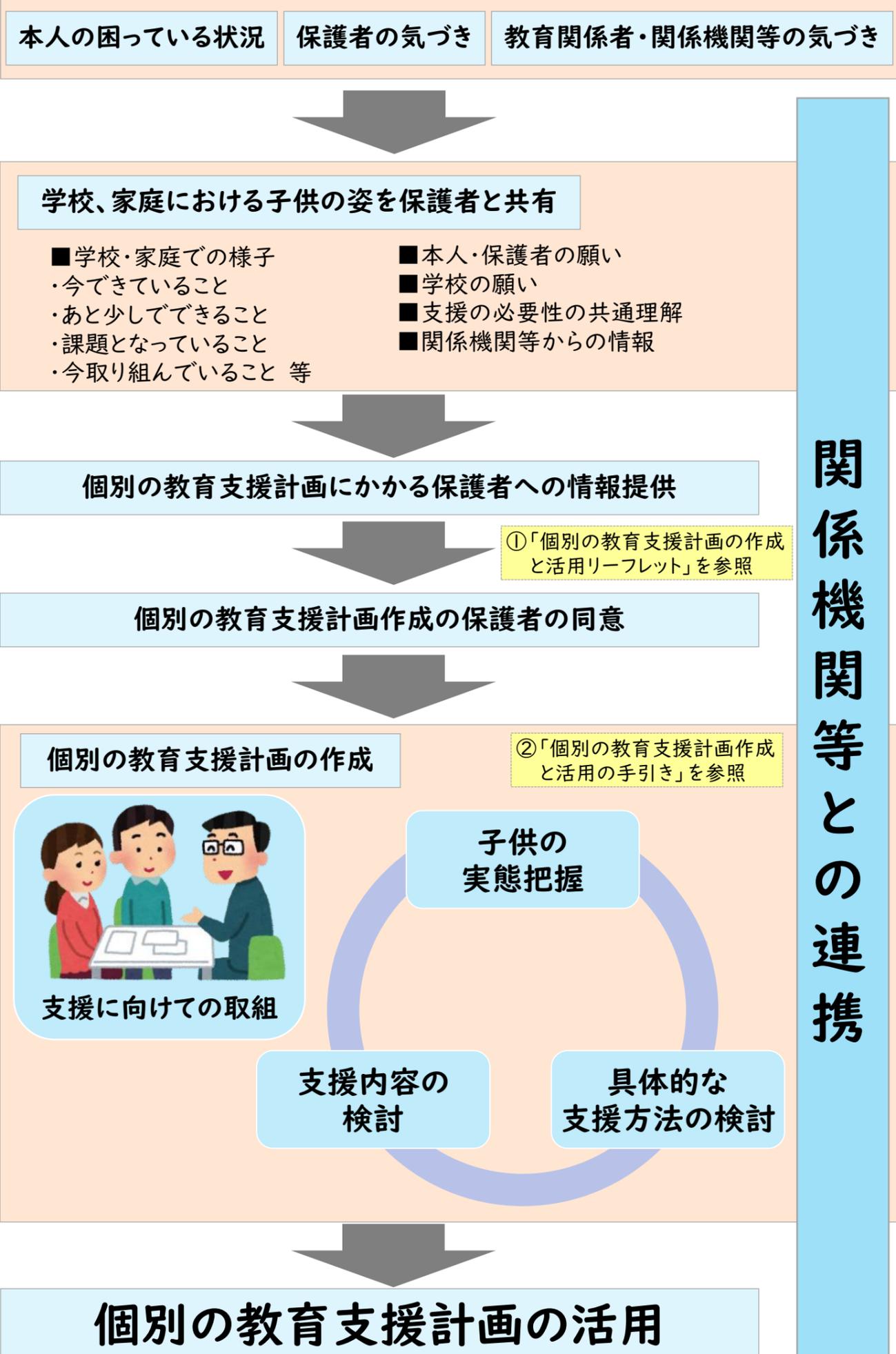
■「障害福祉サービスのご案内」
(山梨県福祉保健部)

【URL】
<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/34465103733.html>



令和2年9月
山梨県教育委員会

個別の教育支援計画作成に至るまでのプロセス



関係機関等との連携

<弱視の子の例>

- ・眼鏡をかけても、教科書等の文字が見えづらい。(本人・保護者等)
 - ・黒板の字をノートに書く際に時間がかかる。(本人・担任等)
- 学校での様子**
- ・教科書を拡大した印刷物を用意することで、意欲的に取り組む姿が見られる。
- 本人・保護者の願い**
- ・授業の内容が分かるようになりたい。
- ・作成の意義・目的の確認
- ・関係機関等との連携の有無の確認
- ・連携の必要性の検討
- ・教育的ニーズ、必要な支援について合意形成
- 子供の実態把握**
- ・教科書や辞書などを読むときは顔を近づけるため、背中が丸まり、姿勢が崩れやすい。
 - ・黒板の字を書き写す際に、文字が小さいと、読み取りに時間がかかってしまう。
- 支援内容の検討**
- ・見えにくさに応じた教材や道具、ICTを活用する。
 - ・具体物や写真等、視覚的な情報の提供を行う。
 - ・視覚以外の感覚器官を活用する。
- 具体的な支援方法の検討**
- ・国語、算数では見えにくさに応じたポイント数の拡大教科書とともに音声教材を使用する。
 - ・タブレット端末で黒板や配布物等を拡大表示し、見えにくさを補う。
 - ・拡大教科書やルーペ、タブレット等、場面に応じた教材の選択ができるようにする。
 - ・見やすい教材や掲示物を用いつつ、音声言語で補う。

◆なぜ「個別の教育支援計画」を作成するのでしょうか？

児童生徒に支援が必要だと判断した時点から、本人・保護者とともに、どのような支援を行うかについて計画を立て、支援方法の検討を行います。その際に、中心的なツールとして「個別の教育支援計画」を作成し、学校・保護者・関係機関等との連携に生かしていきます。

小・中学校学習指導要領では、障害のある児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うため、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒について、作成と活用が義務づけられています。



平成30年8月の学校教育法施行規則改正では、作成に当たって、児童生徒またはその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないことが規定されました。

<関係機関等の例>

- 教育
 - ・各市町村教育委員会
 - ・保育園、幼稚園、認定こども園等
 - ・各教育事務所 (SSW [スクールソーシャルワーカー])
 - ・特別支援学校 (センター的機能)
 - ・総合教育センター (相談支援部) 等
- 医療
 - ・病院 (医師、PT (理学療法士)、OT (作業療法士)、ST (言語聴覚士) 等の専門家、ケースワーカー) 等
- 福祉
 - ・市町村の障害福祉担当部局
 - ・児童相談所
 - ・こころの発達総合支援センター
 - ・児童発達支援センター
 - ・各事業所
 - ・児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
 - ・放課後等デイサービス 等
- 保健
 - ・各市町村の保健担当部局 (保健師等) 等
- 労働
 - ・各市町村の就労支援に関わる担当部局
 - ・各地域の障害者就業・生活支援センター
 - ・障害者職業センター
 - ・ハローワーク 等